

令和6年度  
千代田区公契約条例に係る  
アンケート調査  
＜報告書＞

令和7年3月  
千代田区



# 目 次

---

## I 調査の概要

1. 調査目的	1
2. 調査設計	1
3. 調査項目	1
4. 回収結果	1

## II 調査の結果

1. 従事者等への公契約条例の周知方法	2
2. 周知カードによる周知方法の事務負担	3
3. 公契約条例に関する相談や問い合わせの有無	4
4. 公契約条例適用による事務負担	5
5. 労務台帳の作成から特定公契約賃金等報告書等に変更による事務負担の軽減	6
6. 事務負担軽減のための方法	7
7. 賃金を上げた従事者の有無	8
8. 賃金を上げた従事者の割合	9
9. 従事者の労働意欲向上への効果	10
10. 従事者の生活安定への結び付き	11
11. 下請負者の従事者の社会保険加入の確認方法	12
12. 一人親方となっている従事者の社会保険加入の必要の有無の確認方法	13
13. 適用案件に従事する従事者の人数・構成	14
14. 千代田区公契約条例に関しての意見・要望	15
15. 賃金実態	
(1) 工事請負契約 平成29年度契約分	16
(2) 工事請負契約 平成31・令和元年度契約分	17
(3) 工事請負契約 令和2年度契約分	18
(4) 工事請負契約 令和3年度契約分	19
(5) 工事請負契約 令和4年度契約分	20
(6) 工事請負契約 令和5年度契約分	20
(7) 工事請負契約 令和6年度契約分	21
(8) 業務委託契約	22
(9) 指定管理協定	22
16. 業務従事者の日本国籍以外の国籍	23

## III 使用した調査票

1. 工事請負契約	24
2. 業務委託契約	28
3. 指定管理協定	32



# I 調査の概要

## 1. 調査目的

平成26年10月に施行した千代田区公契約条例の対象従事者の賃金実態及び労働環境の変化などを把握し、今後の条例の対象範囲、賃金下限額の設定及び条例の周知方法などを検討するための基礎資料とする。

## 2. 調査設計

- (1) 調査対象 工事請負契約の受注者10者  
業務委託契約の受注者50者  
指定管理協定の受託者4者 合計64者
- (2) 調査方法 郵送配布・郵送回収法
- (3) 調査期間 令和7年1月22日～令和7年2月20日

## 3. 調査項目

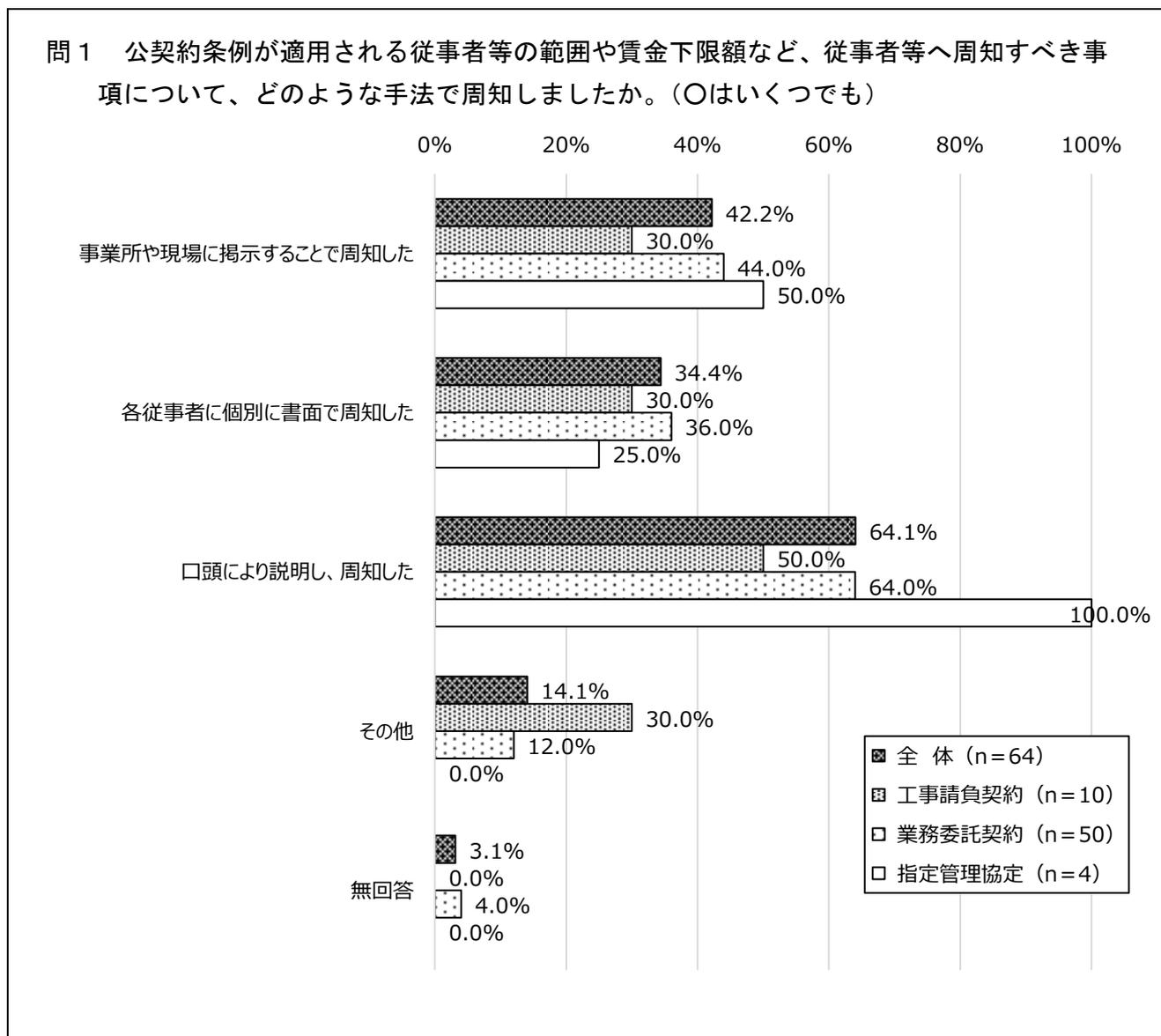
- (1) 従事者等への公契約条例の周知方法（問1）
- (2) 周知カードによる周知方法の事務負担（問2）
- (3) 公契約条例に関する相談や問い合わせの有無（問3）
- (4) 公契約条例適用による事務負担（問4）
- (5) 労務台帳の作成から特定公契約賃金等報告書等に変更による事務負担の軽減（問4-1）
- (6) 事務負担軽減のための方法（問5）
- (7) 賃金を上げた従事者の有無（問6）
- (8) 賃金を上げた従事者の割合（問6-1）
- (9) 従事者の労働意欲向上への効果（問7）
- (10) 従事者の生活安定への結び付き（問8）
- (11) 下請負者の従事者の社会保険加入の確認方法（問9）
- (12) 一人親方となっている従事者の社会保険加入の必要の有無の確認方法  
（工事請負契約：問10）
- (13) 適用案件に従事する従事者の人数・構成（業務委託契約及び指定管理協定：問10）
- (14) 千代田区公契約条例に関しての意見・要望（問11）
- (15) 賃金実態（工事請負契約、業務委託契約及び指定管理協定）
- (16) 業務従事者の日本国籍以外の国籍（工事請負契約、業務委託契約及び指定管理協定）

## 4. 回収結果

	標本数	有効回収数	有効回収率
全体	91	64	70.3%
工事請負契約の受注者	14	10	71.4%
業務委託契約の受注者	68	50	73.5%
指定管理協定の受託者	9	4	44.4%

## II 調査の結果

### 1. 従事者等への公契約条例の周知方法（問1）



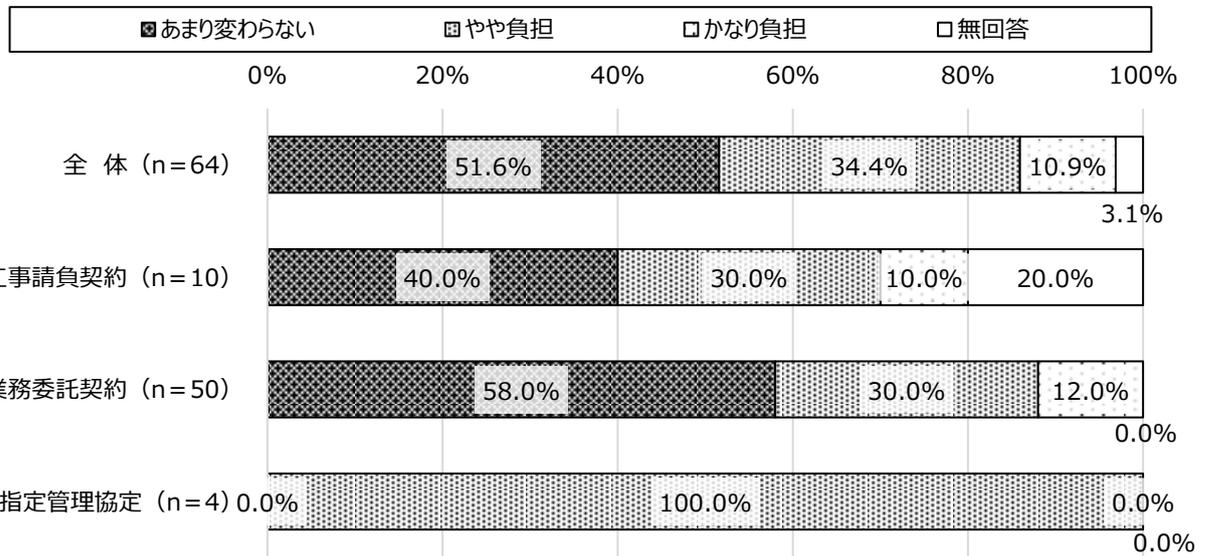
従事者等への公契約条例の周知方法を〈全体〉で見ると、「口頭により説明し、周知した」が64.1%で最も高く、次いで「事業所や現場に掲示することで周知した」が42.2%、「各従事者に個別に書面で周知した」が34.4%となっている。

また、「その他」への回答として、〈工事請負契約〉では「現場が本稼働していないため未着手」、「現場へ新規入場する際、個別に書面にて周知する予定」、「周知カードの配布」があげられている。

〈業務委託契約〉では「周知カードの配布」（4件）、「職員様同席の元で説明」、「口頭説明時に書面を見せて説明」があげられている。

## 2. 周知カードによる周知方法の事務負担（問2）

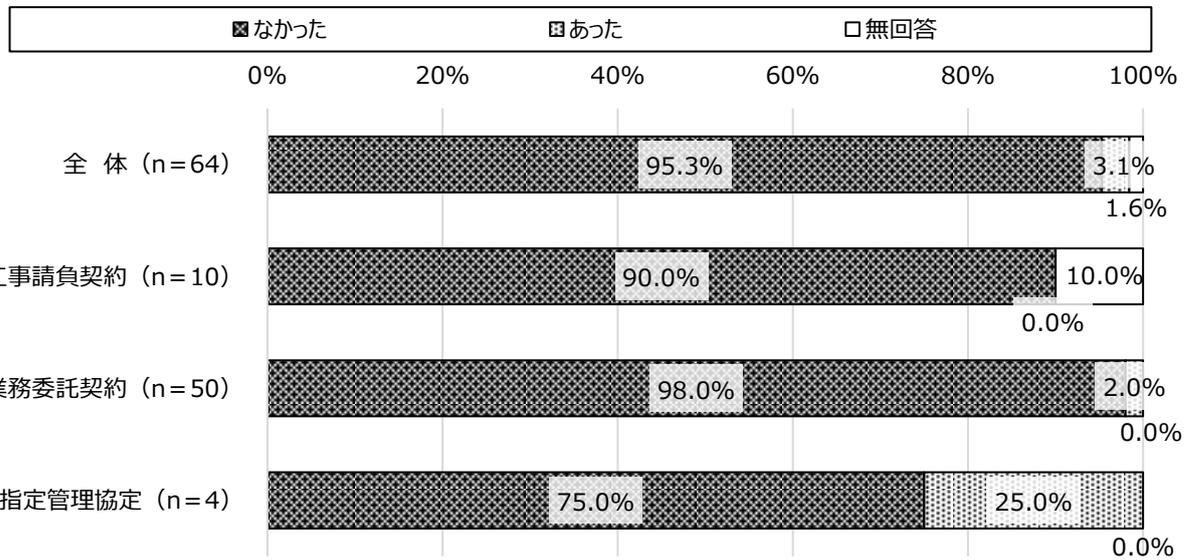
問2 公契約条例の周知にあたって周知カード（別紙見本・区が作成して受注者へ送付。従事者受領時、別紙確認書への署名）による周知方法を導入していますが、これはポスターやチラシに比べて事務の負担はどの程度ですか。（○は1つ）



周知カードによる周知方法の事務負担を〈全体〉で見ると、「あまり変わらない」が51.6%で最も高く、次いで「やや負担」が34.4%、「かなり負担」が10.9%となっている。

### 3. 公契約条例に関する相談や問い合わせの有無（問3）

問3 従事者等から、公契約条例に関すること（賃金・従事者の範囲等）で相談や問い合わせを受けたことがありますか。（○は1つ）



公契約条例に関する相談や問い合わせの有無を〈全体〉で見ると、「なかった」が95.3%、「あった」が3.1%となっている。

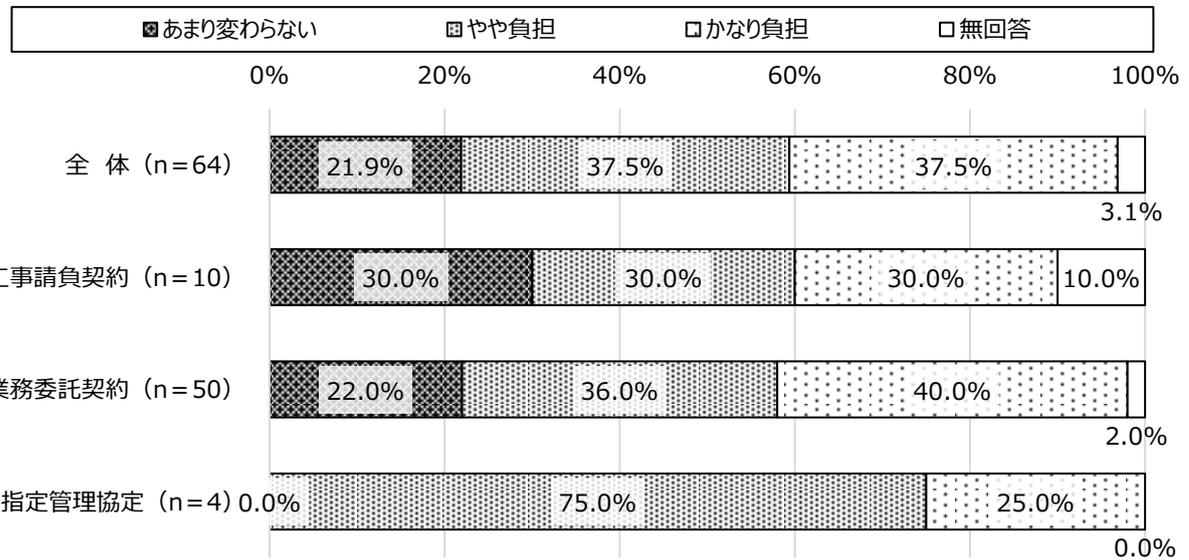
また、「あった」と答えた方の具体的内容として、〈業務委託契約〉では「自身の業務の職種についての問い合わせ（質問者に対しては説明済）」があげられている。

〈指定管理協定〉では「次年度の賃金下限額について」があげられている。

#### 4. 公契約条例適用による事務負担（問4）

問4 公契約条例が適用され、特定公契約賃金等報告書等の作成などの事務は負担になっていますか。

（○は1つ）



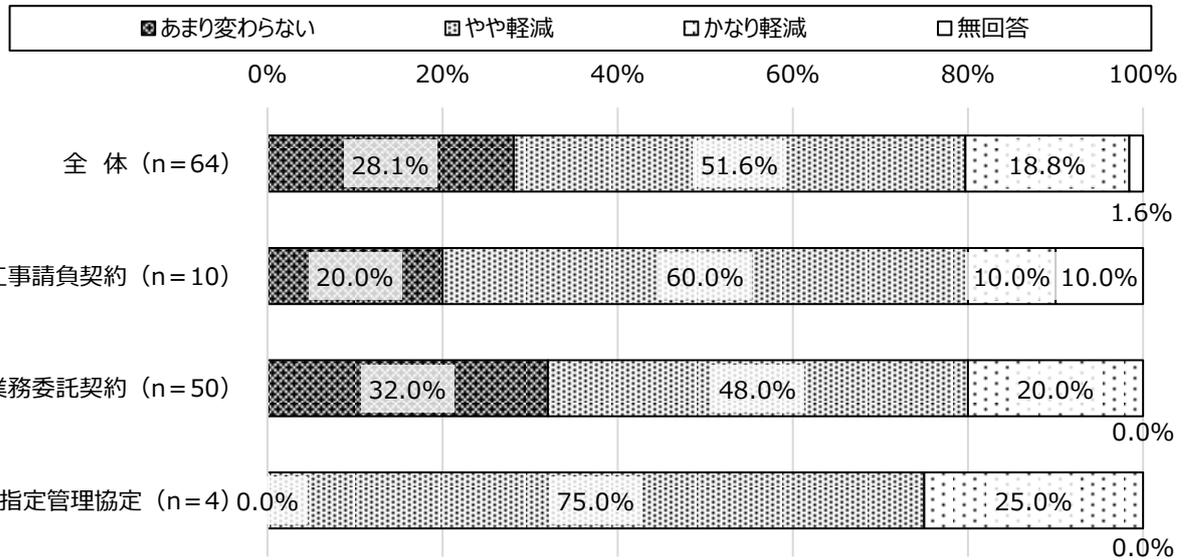
公契約条例適用による事務負担を〈全体〉で見ると、「やや負担」、「かなり負担」がそれぞれ37.5%で最も高く、次いで「あまり変わらない」が21.9%となっている。

## 5. 労務台帳の作成から特定公契約賃金等報告書等に変更による事務負担の軽減

(問4-1)

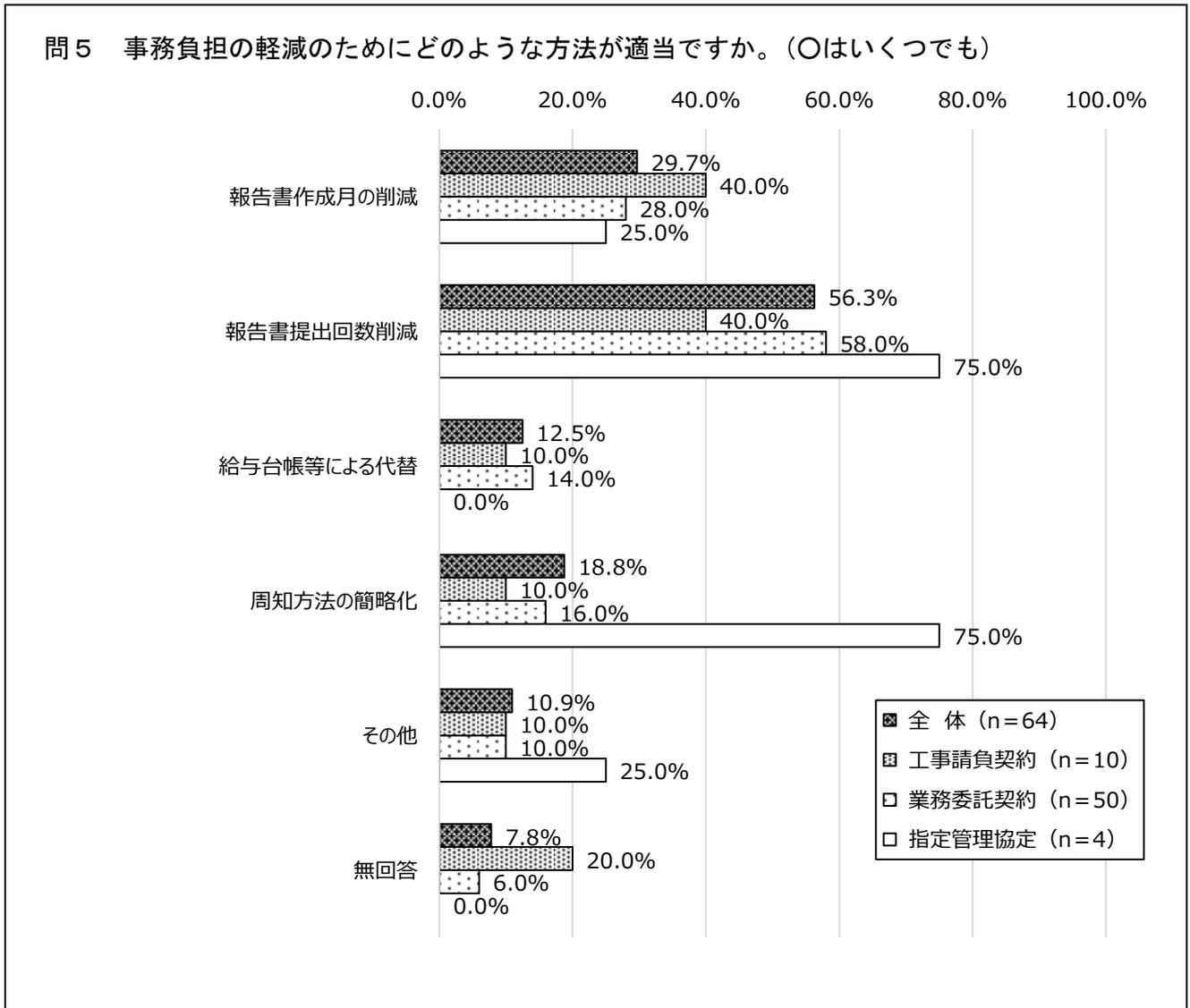
問4-1 令和6年度から労務台帳の作成から、特定公契約賃金等報告書の作成に変更しましたが、事務負担は軽減されましたか。

(○は1つ)



労務台帳の作成から特定公契約賃金等報告書等に変更による事務負担の軽減を〈全体〉で見ると、「やや軽減」が51.6%で最も高く、次いで「あまり変わらない」が28.1%、「かなり軽減」が18.8%となっている。

## 6. 事務負担軽減のための方法（問5）



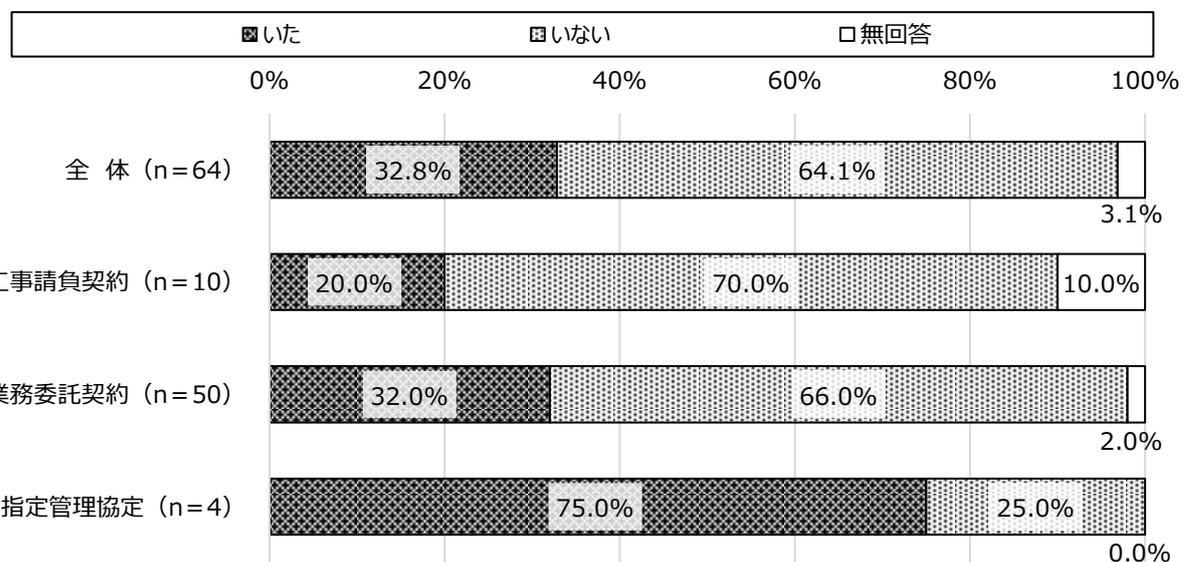
事務負担軽減のための方法を〈全体〉で見ると、「報告書提出回数削減」が56.3%で最も高く、次いで「報告書作成月の削減」が29.7%、「周知方法の簡略化」が18.8%、「給与台帳等による代替」が12.5%となっている。

また、「その他」への回答として、〈工事請負契約〉では「年1回の報告となりかなり軽減された」、〈業務委託契約〉では「書類提出の廃止」、「下請の賃金状況調査表が負担」、「雇用形態のみの提示」があげられている。

〈指定管理協定〉では「アンケートの為の集計を削減」があげられている。

## 7. 賃金を上げた従事者の有無（問6）

問6 公契約条例の適用を受け、賃金下限額を下回らないように賃金を上げた従事者はいましたか。（○は1つ）

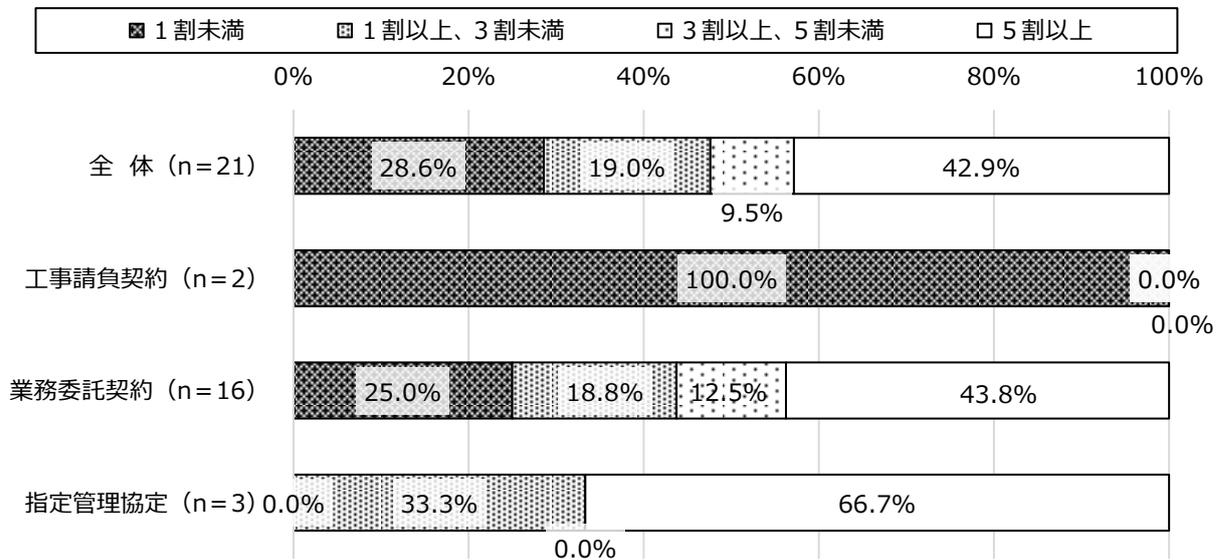


賃金を上げた従事者の有無を〈全体〉で見ると、「いた」が32.8%、「いない」が64.1%となっている。

## 8. 賃金を上げた従事者の割合（問6-1）

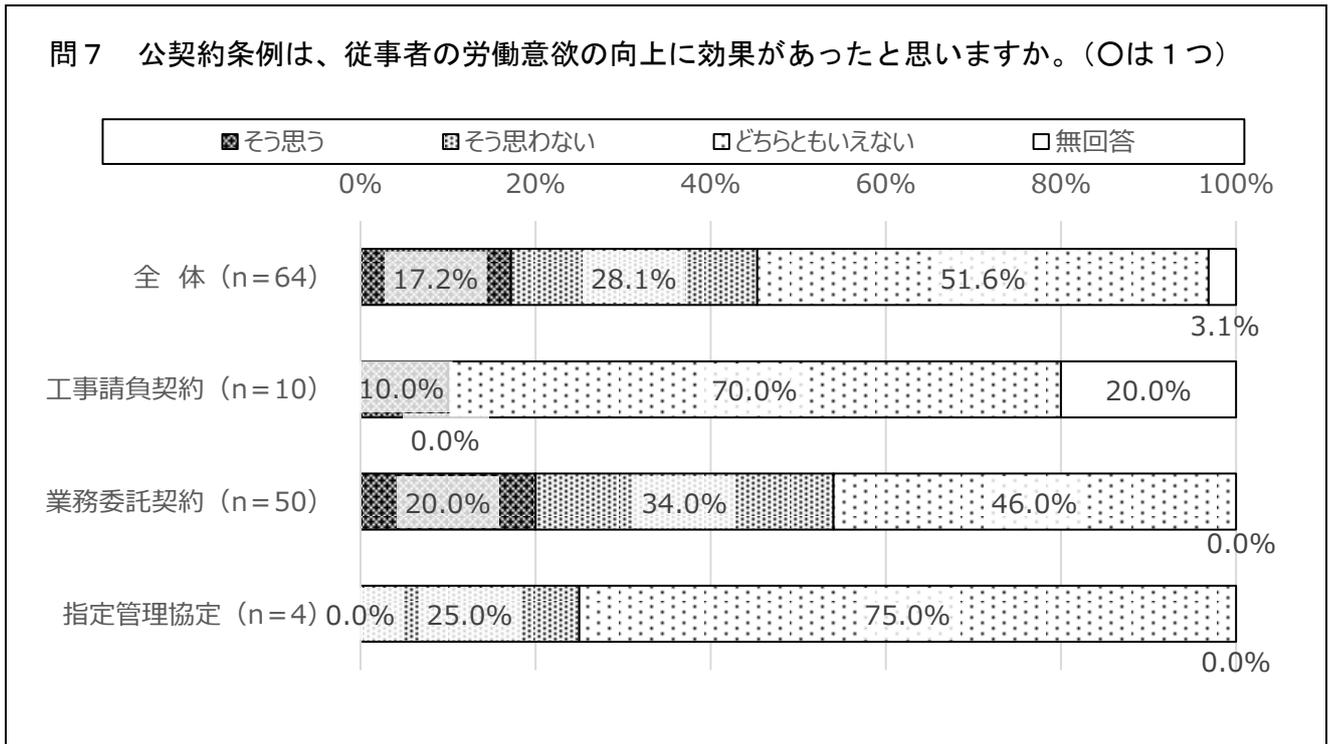
（賃金を上げた従事者が「いた」とお答えの方に）

問6-1 賃金を上げた従事者がいた場合、全体の従事者の何割に相当しますか。（○は1つ）



賃金を上げた従事者が「いた」と答えた方（工事請負契約：2件、業務委託契約：16件、指定管理協定：3件）の従事者の割合を〈全体〉で見ると、「5割以上」が42.9%で最も高く、次いで「1割未満」が28.6%、「1割以上、3割未満」が19.0%、「3割以上、5割未満」が9.5%となっている。

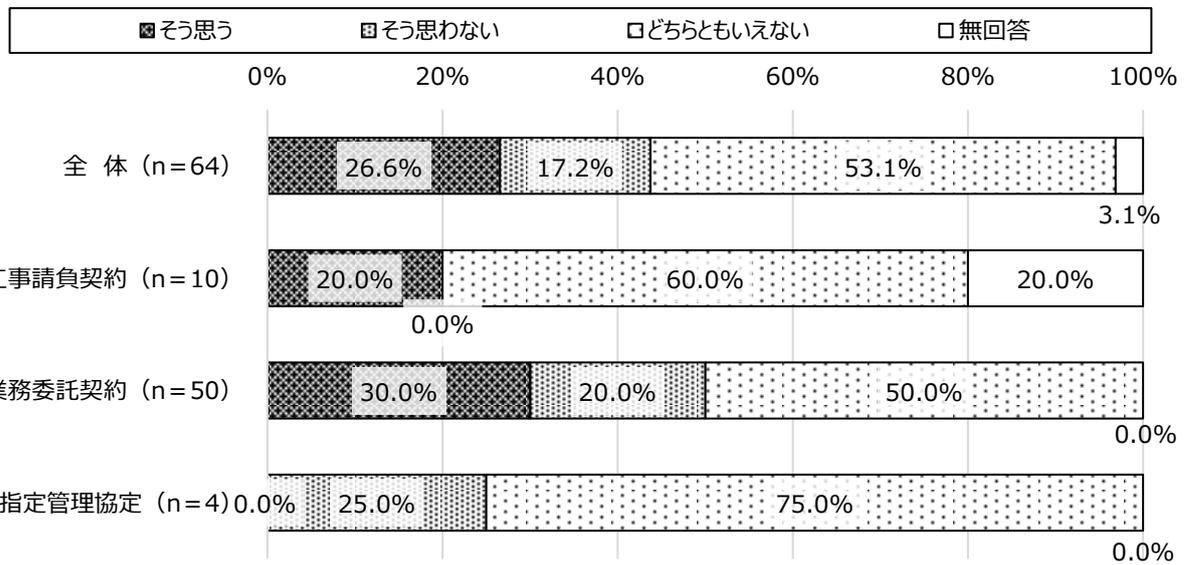
## 9. 従事者の労働意欲向上への効果（問7）



従事者の労働意欲向上への効果を〈全体〉で見ると、「どちらともいえない」が51.6%で最も高く、次いで「そう思わない」が28.1%、「そう思う」が17.2%となっている。

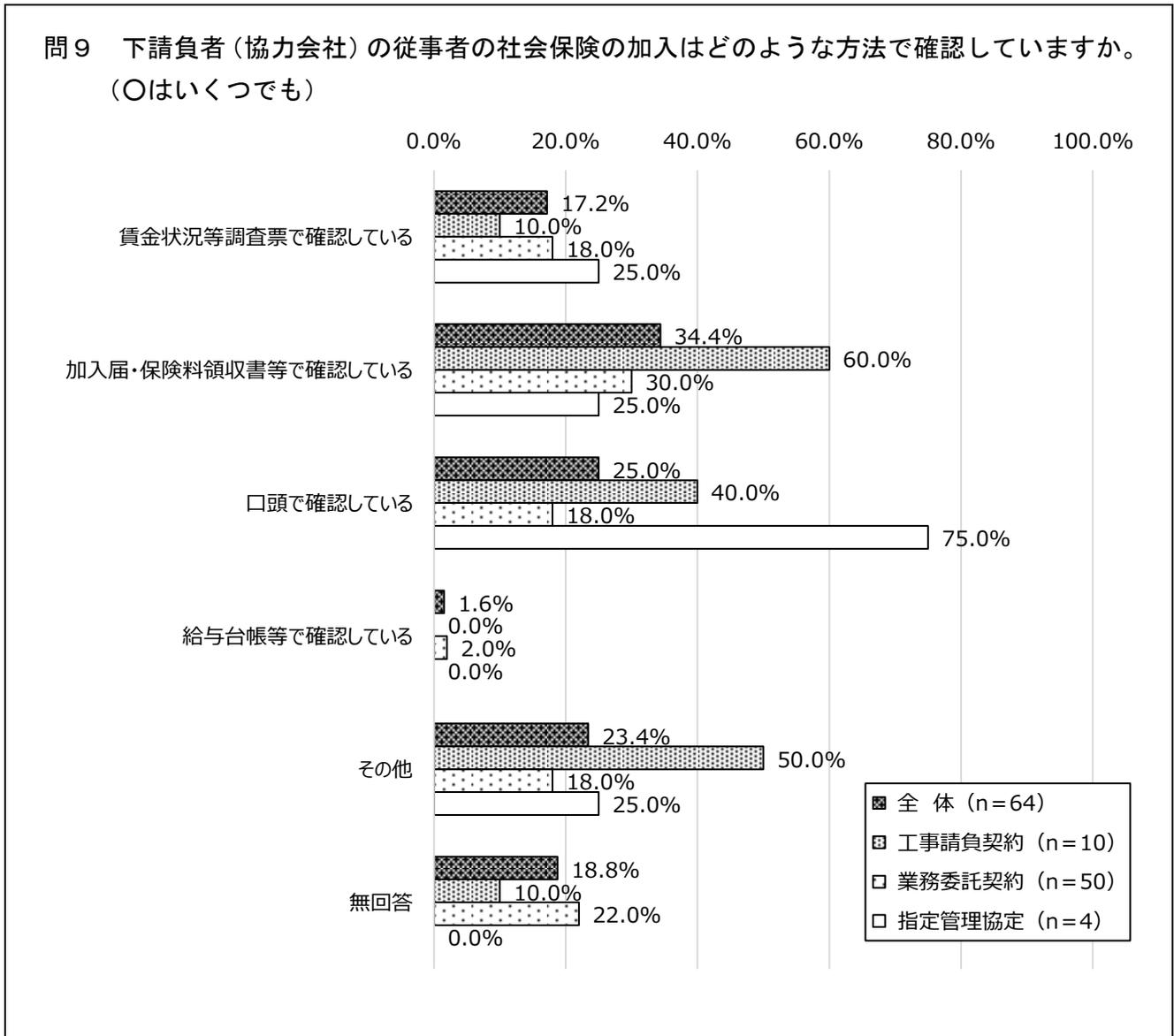
10. 従事者の生活安定への結び付き（問8）

問8 事業が公契約条例対象案件となったことで、今後、従事者の労働条件が改善し、従事者の生活安定に結び付くと思われますか。（○は1つ）



従事者の生活安定への結び付きを〈全体〉で見ると、「どちらともいえない」が53.1%で最も高く、次いで「そう思う」が26.6%、「そう思わない」が17.2%となっている。

## 11. 下請負者の従事者の社会保険加入の確認方法（問9）



下請負者の従事者の社会保険加入の確認方法を〈全体〉で見ると、「加入届・保険料領収書等で確認している」が34.4%で最も高く、次いで「口頭で確認している」が25.0%、「賃金状況等調査票で確認している」が17.2%、「給与台帳等で確認している」が1.6%となっている。

また、「その他」への回答として、〈工事請負契約〉では「作業員名簿」、「弊社書式「自社業態申請書」にて確認する予定」、「労務安全に関する提出書類（施工体制台帳）」、「再下請負通知書により確認」、「新規入場教育時に書類にて確認」があげられている。

〈業務委託契約〉では「下請業者（協力会社）なし」（9件）、「全員が製造子会社の正社員のため確認をしていない」があげられている。

〈指定管理協定〉では回答が記載されていなかった。

## 12. 一人親方となっている従事者の社会保険加入の必要の有無の確認方法

(工事請負契約：問10)

(工事請負契約：問10)

一人親方となっている従事者の社会保険の加入の必要の有無はどのような方法で確認していますか。(ご自由にご記載ください。)

工事請負契約の受注者9者から回答があった。

- 労働調査会発行「一人親方の適正な処遇と働き方法律ガイドブック」
- 国交省HPガイドライン
- 厚労省「働き方の自己診断チェックリスト（フリーランス向け）」
- 提出をお願いしている（コピー等）
- 一人親方へ直接発注する予定はない
- 労務安全に関する提出書類（施工体制台帳）
- 加入証明書等の書面で確認
- 現時点で「一人親方」となっている従業者はいない
- 新規入場教育時に書面にて加入状況を記入してもらい確認
- 国民健康保険証を目視による確認
- 国民年金に関しては口頭による確認
- 特別労災に関しては口頭による確認

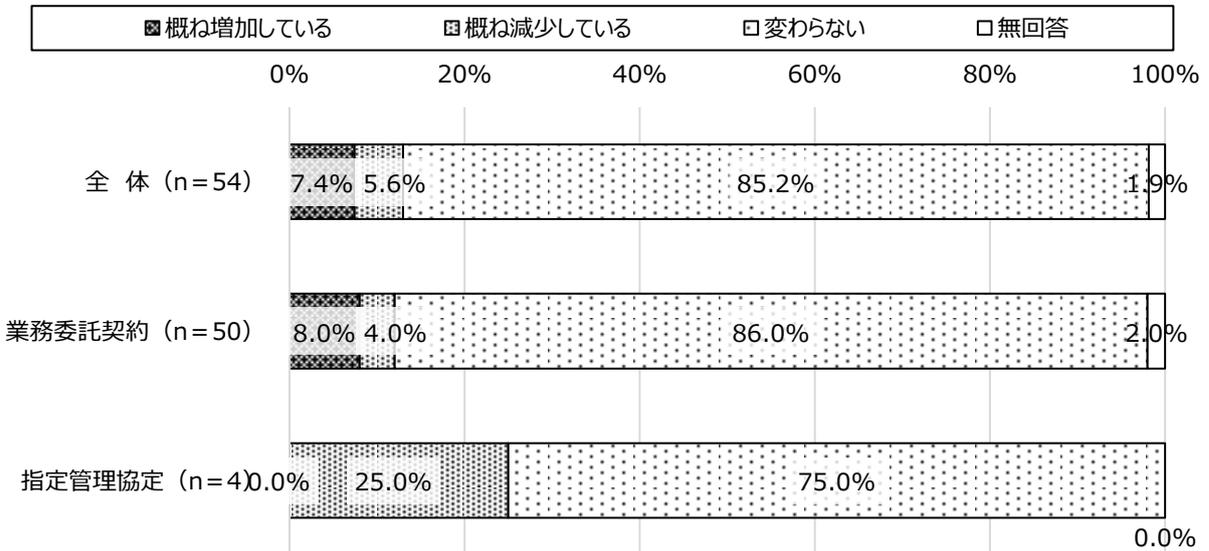
13. 適用案件に従事する従事者の人数・構成（業務委託契約及び指定管理協定：問10）

（業務委託契約及び指定管理協定：問10）

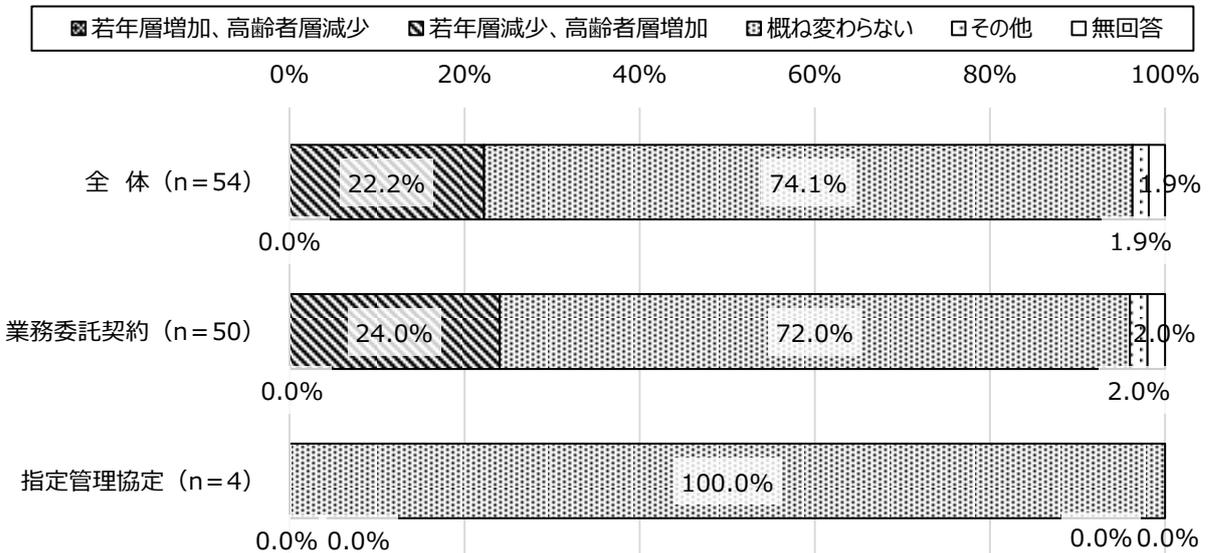
適用案件に従事する従事者の人数や構成は、昨年度と比較して変動していますか。

（それぞれ〇は1つ）

① 従事者の人数



② 従事者の構成



適用案件に従事する従事者の人数を〈全体〉で見ると、「変わらない」が85.2%で最も高く、次いで「概ね増加している」が7.4%、「概ね減少している」が5.6%となっている。

従事者の構成を〈全体〉で見ると、「概ね変わらない」が74.1%で最も高く、次いで「若年層減少、高齢者層増加」が22.2%となっている。

また、「その他」への回答として、〈業務委託契約〉では「中途退職」があげられている。

## 14. 千代田区公契約条例についての意見・要望（問11）

問11 その他、千代田区公契約条例についてご意見・ご要望等ございましたら、ご自由にご記載ください。

工事請負契約の受注者0者、業務委託契約の受注者5者、指定管理協定の受託者2者から回答があった。

### 〈業務委託契約〉

- 現在この物価高や人件費高、賃上げ傾向の世の中下限額で働く様な協力会社はいない
- 最大と最低はすぐ出るが、平均はこのために計算をしなければならないので、アンケートの平均賃金はなくしてほしい
- 台帳の作成から報告書の作成に変更され、とても負担が軽減した
- 法人内で他の非常勤職員との昇給率に差が生じてしまう
- 具体的な給与内容など個人情報が多いため、給与台帳等ではなく従業員名簿を用いて雇用形態のみを報告する形式にしてほしい

### 〈指定管理協定〉

- 保全管理員（設備点検保守）の賃金下限額が民間の実態と乖離し高過ぎる。施設管理責任者（指導者）とそれ以外の者に賃金下限額を別け、それ以外の者の賃金下限額を民間の責任者以外の実態に合わせた金額で設定してほしい
- 最低限、賃金下限額を支払う為に必要な直接賃金及び合わせて必要な社会保険料、契約金額が上昇することに増える消費税分の金額を契約金額に反映してください。また、賃金下限額の増額が大きすぎて役職層との賃金差額が無くなっている。あるいは小さくなっており役職層の勤労意欲を削いでいる状況。同割合までとはいかずとも差額を作れる金額を契約金額に反映してください。

## 15. 賃金実態

### (1) 工事請負契約 平成29年度契約分 ※令和6年8月現在

No.	職種	従事者数(人)	H29 賃金下限額 (1時間当たり) (A)	最低		最高		平均	
				時給(B)	(B)/(A)	時給(C)	(C)/(A)	時給(D)	(D)/(A)
1	特殊作業員	0	2,402	0	0%	0	0%	-	-
2	普通作業員	3	2,094	2,750	131%	3,125	149%	2,875	137%
3	軽作業員	1	1,499	2,375	158%	2,375	158%	2,375	158%
4	造園工	0	2,137	0	0%	0	0%	-	-
5	法面工	0	2,732	0	0%	0	0%	-	-
6	とび工	0	2,753	0	0%	0	0%	-	-
7	石工	0	2,742	0	0%	0	0%	-	-
8	ブロック工	0	2,540	0	0%	0	0%	-	-
9	電工	0	2,540	0	0%	0	0%	-	-
10	鉄筋工	0	2,774	0	0%	0	0%	-	-
11	鉄骨工	0	2,593	0	0%	0	0%	-	-
12	塗装工	0	2,848	0	0%	0	0%	-	-
13	溶接工	0	3,050	0	0%	0	0%	-	-
14	運転手(特殊)	0	2,359	0	0%	0	0%	-	-
15	運転手(一般)	0	1,955	0	0%	0	0%	-	-
16	潜かん工	0	3,029	0	0%	0	0%	-	-
17	潜かん世話役	0	3,582	0	0%	0	0%	-	-
18	さく岩工	0	2,869	0	0%	0	0%	-	-
19	橋りょう特殊工	0	3,029	0	0%	0	0%	-	-
20	橋りょう塗装工	0	3,145	0	0%	0	0%	-	-
21	橋りょう世話役	0	3,464	0	0%	0	0%	-	-
22	土木一般世話役	0	2,477	0	0%	0	0%	-	-
23	高級船員	0	2,933	0	0%	0	0%	-	-
24	普通船員	0	2,317	0	0%	0	0%	-	-
25	潜水士	0	4,134	0	0%	0	0%	-	-
26	潜水連絡員	0	2,848	0	0%	0	0%	-	-
27	潜水送気員	0	2,827	0	0%	0	0%	-	-
28	型わく工	0	2,625	0	0%	0	0%	-	-
29	大工	0	2,583	0	0%	0	0%	-	-
30	左官	0	2,784	0	0%	0	0%	-	-
31	配管工	0	2,222	0	0%	0	0%	-	-
32	はつり工	0	2,529	0	0%	0	0%	-	-
33	防水工	0	3,018	0	0%	0	0%	-	-
34	板金工	0	2,805	0	0%	0	0%	-	-
35	タイル工	0	2,295	0	0%	0	0%	-	-
36	サッシ工	0	2,583	0	0%	0	0%	-	-
37	内装工	0	2,784	0	0%	0	0%	-	-
38	ガラス工	0	2,508	0	0%	0	0%	-	-
39	建具工	0	2,455	0	0%	0	0%	-	-
40	ダクト工	0	2,200	0	0%	0	0%	-	-
41	保温工	0	2,232	0	0%	0	0%	-	-
42	建築ブロック工	0	2,370	0	0%	0	0%	-	-
43	設備機械工	0	2,264	0	0%	0	0%	-	-
44	交通誘導警備員A	0	1,478	0	0%	0	0%	-	-
45	交通誘導警備員B	11	1,275	1,600	125%	1,662	130%	1,618	127%

## (2) 工事請負契約 平成31・令和元年度契約分 ※令和6年8月現在

No.	職種	従事者数(人)	H31・R元 賃金 下限額 (1時間 当たり)(A)	最低		最高		平均	
				時給(B)	(B)/(A)	時給(C)	(C)/(A)	時給(D)	(D)/(A)
1	特殊作業員	0	2,632	0	0%	0	0%	-	-
2	普通作業員	31	2,295	2,295	100%	3,807	166%	2,759	120%
3	軽作業員	25	1,643	1,646	100%	2,332	142%	1,821	111%
4	造園工	0	2,306	0	0%	0	0%	-	-
5	法面工	0	2,915	0	0%	0	0%	-	-
6	とび工	2	2,936	3,481	119%	3,697	126%	3,589	122%
7	石工	0	2,969	0	0%	0	0%	-	-
8	ブロック工	0	2,752	0	0%	0	0%	-	-
9	電工	1	2,774	3,415	123%	3,415	123%	3,415	123%
10	鉄筋工	3	2,958	3,047	103%	5,350	181%	3,942	133%
11	鉄骨工	0	2,762	0	0%	0	0%	-	-
12	塗装工	0	3,035	0	0%	0	0%	-	-
13	溶接工	0	3,252	0	0%	0	0%	-	-
14	運転手(特殊)	5	2,588	2,588	100%	2,750	106%	2,625	101%
15	運転手(一般)	0	2,143	0	0%	0	0%	-	-
16	潜かん工	0	3,230	0	0%	0	0%	-	-
17	潜かん世話役	0	3,818	0	0%	0	0%	-	-
18	さく岩工	0	3,219	0	0%	0	0%	-	-
19	橋りょう特殊工	0	3,230	0	0%	0	0%	-	-
20	橋りょう塗装工	0	3,350	0	0%	0	0%	-	-
21	橋りょう世話役	0	3,698	0	0%	0	0%	-	-
22	土木一般世話役	0	2,675	0	0%	0	0%	-	-
23	高級船員	0	3,165	0	0%	0	0%	-	-
24	普通船員	0	2,501	0	0%	0	0%	-	-
25	潜水士	0	4,405	0	0%	0	0%	-	-
26	潜水連絡員	0	3,035	0	0%	0	0%	-	-
27	潜水送気員	0	3,013	0	0%	0	0%	-	-
28	型わく工	0	2,795	0	0%	0	0%	-	-
29	大工	0	2,752	0	0%	0	0%	-	-
30	左官	0	2,969	0	0%	0	0%	-	-
31	配管工	0	2,491	0	0%	0	0%	-	-
32	はつり工	0	2,697	0	0%	0	0%	-	-
33	防水工	0	3,219	0	0%	0	0%	-	-
34	板金工	0	2,991	0	0%	0	0%	-	-
35	タイル工	0	2,480	0	0%	0	0%	-	-
36	サッシ工	0	2,752	0	0%	0	0%	-	-
37	内装工	0	2,969	0	0%	0	0%	-	-
38	ガラス工	0	2,675	0	0%	0	0%	-	-
39	建具工	0	2,643	0	0%	0	0%	-	-
40	ダクト工	0	2,426	0	0%	0	0%	-	-
41	保温工	0	2,458	0	0%	0	0%	-	-
42	建築ブロック工	0	2,545	0	0%	0	0%	-	-
43	設備機械工	0	2,501	0	0%	0	0%	-	-
44	交通誘導警備員A	0	1,653	0	0%	0	0%	-	-
45	交通誘導警備員B	10	1,436	1,594	111%	3,020	210%	2,003	140%

※平成31・令和元年度契約分は2者の回答があり、1者は無回答である。

(3) 工事請負契約 令和2年度契約分 ※令和6年8月現在

No.	職種	従事者数(人)	R2 賃金下限額 (1時間当たり) (A)	最低		最高		平均	
				時給(B)	(B)/(A)	時給(C)	(C)/(A)	時給(D)	(D)/(A)
1	特殊作業員	0	2,706	0	0%	0	0%	-	-
2	普通作業員	0	2,365	0	0%	0	0%	-	-
3	軽作業員	0	1,694	0	0%	0	0%	-	-
4	造園工	0	2,332	0	0%	0	0%	-	-
5	法面工	0	2,981	0	0%	0	0%	-	-
6	とび工	0	3,003	0	0%	0	0%	-	-
7	石工	0	3,003	0	0%	0	0%	-	-
8	ブロック工	0	2,783	0	0%	0	0%	-	-
9	電工	0	2,805	0	0%	0	0%	-	-
10	鉄筋工	0	3,036	0	0%	0	0%	-	-
11	鉄骨工	0	2,827	0	0%	0	0%	-	-
12	塗装工	0	3,113	0	0%	0	0%	-	-
13	溶接工	0	3,322	0	0%	0	0%	-	-
14	運転手(特殊)	0	2,662	0	0%	0	0%	-	-
15	運転手(一般)	0	2,211	0	0%	0	0%	-	-
16	潜かん工	0	3,300	0	0%	0	0%	-	-
17	潜かん世話役	0	3,905	0	0%	0	0%	-	-
18	さく岩工	0	3,289	0	0%	0	0%	-	-
19	橋りょう特殊工	0	3,300	0	0%	0	0%	-	-
20	橋りょう塗装工	0	3,432	0	0%	0	0%	-	-
21	橋りょう世話役	0	3,784	0	0%	0	0%	-	-
22	土木一般世話役	0	2,717	0	0%	0	0%	-	-
23	高級船員	0	3,212	0	0%	0	0%	-	-
24	普通船員	0	2,541	0	0%	0	0%	-	-
25	潜水士	0	4,510	0	0%	0	0%	-	-
26	潜水連絡員	0	3,113	0	0%	0	0%	-	-
27	潜水送気員	0	3,091	0	0%	0	0%	-	-
28	型わく工	0	2,860	0	0%	0	0%	-	-
29	大工	0	2,816	0	0%	0	0%	-	-
30	左官	0	3,047	0	0%	0	0%	-	-
31	配管工	0	2,519	0	0%	0	0%	-	-
32	はつり工	0	2,761	0	0%	0	0%	-	-
33	防水工	0	3,289	0	0%	0	0%	-	-
34	板金工	0	3,069	0	0%	0	0%	-	-
35	タイル工	0	2,574	0	0%	0	0%	-	-
36	サッシ工	0	2,816	0	0%	0	0%	-	-
37	内装工	0	3,047	0	0%	0	0%	-	-
38	ガラス工	0	2,739	0	0%	0	0%	-	-
39	建具工	0	2,739	0	0%	0	0%	-	-
40	ダクト工	0	2,453	0	0%	0	0%	-	-
41	保温工	0	2,497	0	0%	0	0%	-	-
42	建築ブロック工	0	2,640	0	0%	0	0%	-	-
43	設備機械工	0	2,530	0	0%	0	0%	-	-
44	交通誘導警備員A	0	1,705	0	0%	0	0%	-	-
45	交通誘導警備員B	0	1,485	0	0%	0	0%	-	-

※令和2年度契約分は1者の回答があり、1者は無回答である。

(4) 工事請負契約 令和3年度契約分 ※令和6年8月現在

No.	職種	従事者数(人)	R3 賃金下限額 (1時間当たり)(A)	最低		最高		平均	
				時給(B)	(B)/(A)	時給(C)	(C)/(A)	時給(D)	(D)/(A)
1	特殊作業員	6	2,706	2,605	96%	5,075	188%	3,487	129%
2	普通作業員	3	2,365	1,986	84%	2,948	125%	-	-
3	軽作業員	3	1,694	1,986	117%	1,986	117%	1,986	117%
4	造園工	23	2,332	2,332	100%	2,332	100%	2,332	100%
5	法面工	0	2,981	0	0%	0	0%	-	-
6	とび工	0	3,003	0	0%	0	0%	-	-
7	石工	0	3,003	0	0%	0	0%	-	-
8	ブロック工	0	2,783	0	0%	0	0%	-	-
9	電工	0	2,805	0	0%	0	0%	-	-
10	鉄筋工	0	3,036	0	0%	0	0%	-	-
11	鉄骨工	0	2,827	0	0%	0	0%	-	-
12	塗装工	0	3,113	0	0%	0	0%	-	-
13	溶接工	0	3,322	0	0%	0	0%	-	-
14	運転手(特殊)	0	2,662	0	0%	0	0%	-	-
15	運転手(一般)	16	2,211	2,211	100%	2,211	100%	2,211	100%
16	潜かん工	0	3,300	0	0%	0	0%	-	-
17	潜かん世話役	0	3,905	0	0%	0	0%	-	-
18	さく岩工	0	3,289	0	0%	0	0%	-	-
19	橋りょう特殊工	0	3,300	0	0%	0	0%	-	-
20	橋りょう塗装工	0	3,432	0	0%	0	0%	-	-
21	橋りょう世話役	0	3,784	0	0%	0	0%	-	-
22	土木一般世話役	0	2,717	0	0%	0	0%	-	-
23	高級船員	0	3,212	0	0%	0	0%	-	-
24	普通船員	0	2,541	0	0%	0	0%	-	-
25	潜水士	0	4,510	0	0%	0	0%	-	-
26	潜水連絡員	0	3,113	0	0%	0	0%	-	-
27	潜水送気員	0	3,091	0	0%	0	0%	-	-
28	型わく工	0	2,860	0	0%	0	0%	-	-
29	大工	0	2,816	0	0%	0	0%	-	-
30	左官	0	3,047	0	0%	0	0%	-	-
31	配管工	0	2,519	0	0%	0	0%	-	-
32	はつり工	0	2,761	0	0%	0	0%	-	-
33	防水工	0	3,289	0	0%	0	0%	-	-
34	板金工	0	3,069	0	0%	0	0%	-	-
35	タイル工	0	2,574	0	0%	0	0%	-	-
36	サッシ工	0	2,816	0	0%	0	0%	-	-
37	内装工	0	3,047	0	0%	0	0%	-	-
38	ガラス工	0	2,739	0	0%	0	0%	-	-
39	建具工	0	2,739	0	0%	0	0%	-	-
40	ダクト工	0	2,453	0	0%	0	0%	-	-
41	保温工	0	2,497	0	0%	0	0%	-	-
42	建築ブロック工	0	2,640	0	0%	0	0%	-	-
43	設備機械工	0	2,530	0	0%	0	0%	-	-
44	交通誘導警備員A	5	1,705	1,718	101%	2,434	143%	1,982	116%
45	交通誘導警備員B	45	1,485	1,571	106%	2,603	175%	1,825	123%

※令和3年度契約分の「普通作業員」に回答した受注者は1者であるが、平均時給の回答は無回答である。

(5) 工事請負契約 令和4年度契約分 ※令和6年8月現在  
契約年度の選択なし

(6) 工事請負契約 令和5年度契約分 ※令和6年8月現在  
契約年度の選択なし

(7) 工事請負契約 令和6年度契約分 ※令和6年8月現在

No.	職種	従事者数(人)	R6 賃金下限額 (1時間当たり)(A)	最低		最高		平均	
				時給(B)	(B)/(A)	時給(C)	(C)/(A)	時給(D)	(D)/(A)
1	特殊作業員	418	3,183	3,183	100%	4,375	137%	3,779	119%
2	普通作業員	266	2,857	2,857	100%	3,125	109%	2,991	105%
3	軽作業員	0	1,980	0	0%	0	0%	-	-
4	造園工	0	2,913	0	0%	0	0%	-	-
5	法面工	0	3,555	0	0%	0	0%	-	-
6	とび工	91	3,510	3,510	100%	4,575	130%	4,064	116%
7	石工	0	3,532	0	0%	0	0%	-	-
8	ブロック工	0	3,285	0	0%	0	0%	-	-
9	電工	0	3,386	0	0%	0	0%	-	-
10	鉄筋工	0	3,476	0	0%	0	0%	-	-
11	鉄骨工	0	3,150	0	0%	0	0%	-	-
12	塗装工	0	3,678	0	0%	0	0%	-	-
13	溶接工	0	3,802	0	0%	0	0%	-	-
14	運転手(特殊)	0	3,251	0	0%	0	0%	-	-
15	運転手(一般)	0	2,655	0	0%	0	0%	-	-
16	潜かん工	0	3,948	0	0%	0	0%	-	-
17	潜かん世話役	0	4,680	0	0%	0	0%	-	-
18	さく岩工	0	4,005	0	0%	0	0%	-	-
19	橋りょう特殊工	0	3,701	0	0%	0	0%	-	-
20	橋りょう塗装工	0	3,780	0	0%	0	0%	-	-
21	橋りょう世話役	0	4,331	0	0%	0	0%	-	-
22	土木一般世話役	0	3,487	0	0%	0	0%	-	-
23	高級船員	0	4,117	0	0%	0	0%	-	-
24	普通船員	0	3,318	0	0%	0	0%	-	-
25	潜水士	0	5,310	0	0%	0	0%	-	-
26	潜水連絡員	0	3,881	0	0%	0	0%	-	-
27	潜水送気員	0	3,768	0	0%	0	0%	-	-
28	型わく工	0	3,375	0	0%	0	0%	-	-
29	大工	0	3,240	0	0%	0	0%	-	-
30	左官	0	3,465	0	0%	0	0%	-	-
31	配管工	0	3,037	0	0%	0	0%	-	-
32	はつり工	492	3,217	3,217	100%	4,646	144%	3,808	118%
33	防水工	0	3,847	0	0%	0	0%	-	-
34	板金工	0	3,645	0	0%	0	0%	-	-
35	タイル工	0	3,026	0	0%	0	0%	-	-
36	サッシ工	0	3,420	0	0%	0	0%	-	-
37	内装工	0	3,521	0	0%	0	0%	-	-
38	ガラス工	0	3,363	0	0%	0	0%	-	-
39	建具工	0	3,026	0	0%	0	0%	-	-
40	ダクト工	0	3,037	0	0%	0	0%	-	-
41	保温工	0	2,947	0	0%	0	0%	-	-
42	建築ブロック工	0	2,937	0	0%	0	0%	-	-
43	設備機械工	0	2,970	0	0%	0	0%	-	-
44	交通誘導警備員A	0	2,137	0	0%	0	0%	-	-
45	交通誘導警備員B	96	1,867	1,867	100%	2,459	132%	2,144	115%

※令和6年度契約分は3者の回答があり、1者は無回答である。

(8) 業務委託契約 ※令和6年8月現在

業務の区分	職種	従事者数 (人)	R6賃金下限額 (1時間当たり) (A)	最低		最高		平均	
				時給(B)	(B)/(A)	時給(C)	(C)/(A)	時給(D)	(D)/(A)
(1)施設管理業務	設備点検保守	76	1,969	1,969	100.0%	3,000	152.4%	2,106	106.9%
	警備員	49	1,463	1,463	100.0%	1,785	122.0%	1,493	102.0%
	清掃員	56	1,205	1,205	100.0%	1,900	157.7%	1,379	114.4%
	受付	38	1,200	1,200	100.0%	1,463	121.9%	1,302	108.5%
	その他	204	1,200	1,200	100.0%	4,050	337.5%	1,743	145.3%
(2)給食調理業務	給食調理	36	1,200	1,200	100.0%	1,521	126.8%	1,277	106.4%
	配膳員	0	1,200	0	0.0%	0	0.0%	-	-
	その他	0	1,200	0	0.0%	0	0.0%	-	-
(3)清掃業務 (公園等清掃・緑地帯維持管理)	清掃員	138	1,205	1,205	100.0%	2,441	202.6%	1,557	129.2%
	作業員	21	1,200	1,200	100.0%	2,500	208.3%	1,978	164.8%
	その他	6	1,200	1,200	100.0%	1,200	100.0%	1,200	100.0%
(4)廃棄物、資源等回収業務	作業員	32	1,200	1,621	135.1%	2,117	176.4%	1,869	155.8%
	運転手	29	1,200	1,200	100.0%	1,784	148.7%	1,550	129.2%
	その他	0	1,200	0	0.0%	0	0.0%	-	-
(5)窓口、管理業務	窓口、管理業務	46	1,200	1,500	125.0%	2,297	191.4%	1,616	134.7%
	その他	50	1,200	1,200	100.0%	5,000	416.7%	2,266	188.8%

※(1)施設管理業務の「設備点検保守」に回答した受注者は9者であるが、最低時給、最高時給が1者無回答である。

※(1)施設管理業務の「警備員」に回答した受注者は6者であるが、最高時給、平均時給が1者無回答である。

※(1)施設管理業務の「清掃員」に回答した受注者は10者であるが、最高時給、平均時給が1者無回答である。

※(1)施設管理業務の「受付」に回答した受注者は7者であるが、最高時給、平均時給が1者無回答である。

※(3)清掃業務(公園等清掃・緑地帯維持管理)の「清掃員」に回答した受注者は11者であるが、最高時給が2者、最低時給、平均時給が1者無回答である。

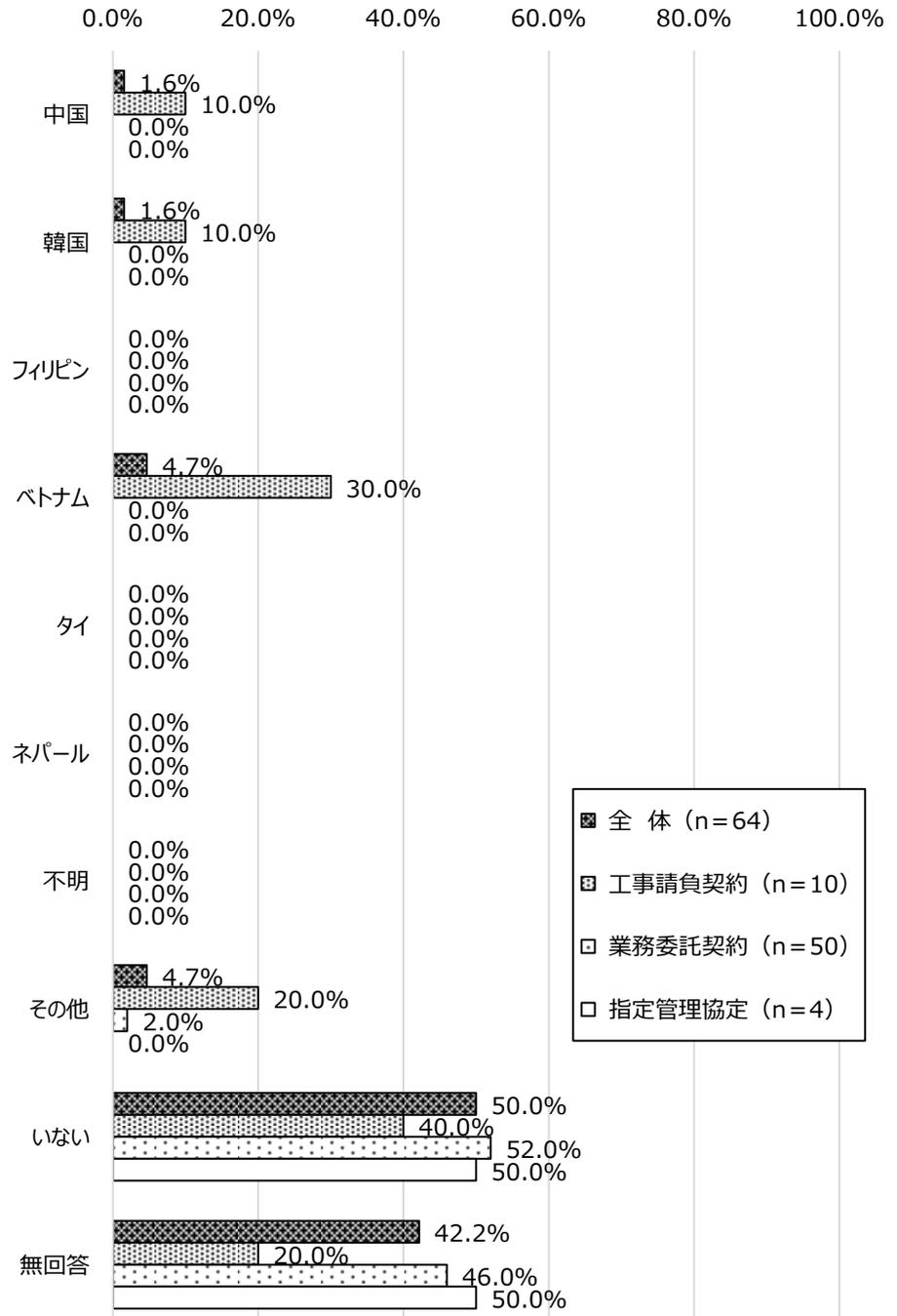
※(5)窓口、管理業務の「その他」に回答した受注者は6者であるが、従業員数は2者無回答である。

(9) 指定管理協定 ※令和6年8月現在

業務の区分	職種	従事者数 (人)	R6賃金下限額 (1時間当たり) (A)	最低		最高		平均	
				時給(B)	(B)/(A)	時給(C)	(C)/(A)	時給(D)	(D)/(A)
施設管理業務等 (窓口・清掃・廃棄物処理を含む)	設備点検保守	10	1,969	2,008	102%	3,834	195%	2,664	135%
	警備員	13	1,463	1,463	100%	1,596	109%	1,494	102%
	清掃員	15	1,205	1,205	100%	1,300	108%	1,223	101%
	受付	16	1,200	1,200	100%	1,330	111%	1,216	101%
	作業員	0	1,200	0	0%	0	0%	-	-
	運転手	0	1,200	0	0%	0	0%	-	-
	窓口、管理業務	154	1,200	1,200	100%	3,756	313%	1,776	148%
	その他	52	1,200	1,200	100%	1,240	103%	1,202	100%
介護業務(支援員等を含む)	生活相談員	5	1,200	1,811	151%	2,328	194%	2,112	176%
	看護師	16	1,568	1,750	112%	2,095	134%	1,800	115%
	保健師	0	1,568	0	0%	0	0%	-	-
	介護職員	46	1,205	1,210	100%	2,531	210%	1,466	122%
	機能訓練指導員等	2	1,205	1,515	126%	1,684	140%	1,600	133%
専門業務	栄養士	1	1,528	2,474	162%	2,474	162%	2,474	162%
	調理師	5	1,200	1,353	113%	1,991	166%	1,491	124%

## 16. 業務従事者の日本国籍以外の国籍

問 業務従事者の日本国籍以外の国籍を記入してください。



業務従事者の日本国籍以外の国籍を〈全体〉で見ると、「ベトナム」が4.7%で最も高く、次いで「中国」「韓国」がそれぞれ1.6%となっている。「いない」は50.0%となっている。

また、「その他」への回答として、〈工事請負契約〉では「インドネシア」「セネガル」「カンボジア」があげられている。

〈業務委託契約〉では「ミャンマー」があげられている。

### Ⅲ 使用した調査票

#### 1. 工事請負契約

## 千代田区公契約条例に係るアンケート調査（工事）

問1 公契約条例が適用される従事者等の範囲や賃金下限額など、従事者等へ周知すべき事項について、どのような手法で周知しましたか。（○はいくつでも）

- |                      |
|----------------------|
| 1 事業所や現場に掲示することで周知した |
| 2 各従事者に個別に書面で周知した    |
| 3 口頭により説明し、周知した      |
| 4 その他（具体的に _____）    |

問2 公契約条例の周知にあたって周知カード（別紙見本・区が作成して受注者へ送付。従事者受領時、別紙確認書への署名）による周知方法を導入していますが、これはポスターやチラシに比べて事務の負担はどの程度ですか。（○は1つ）

- |            |        |         |
|------------|--------|---------|
| 1 あまり変わらない | 2 やや負担 | 3 かなり負担 |
|------------|--------|---------|

問3 従事者等から、公契約条例に関すること（賃金・従事者の範囲等）で相談や問い合わせを受けたことがありましたか。（○は1つ）

- |        |       |
|--------|-------|
| 1 なかった | 2 あった |
|--------|-------|

「2 あった」とお答えの方は、具体的に内容を記載してください。

問4 公契約条例が適用され、特定公契約賃金等報告書等の作成などの事務は負担になっていますか。（○は1つ）

- |            |        |         |
|------------|--------|---------|
| 1 あまり変わらない | 2 やや負担 | 3 かなり負担 |
|------------|--------|---------|

問4-1 令和6年度から労務台帳の作成から、特定公契約賃金等報告書の作成に変更しましたが、事務負担は軽減されましたか。（○は1つ）

- |            |        |         |
|------------|--------|---------|
| 1 あまり変わらない | 2 やや軽減 | 3 かなり軽減 |
|------------|--------|---------|

問5 事務負担の軽減のためにどのような方法が適当ですか。（○はいくつでも）

- |             |              |           |
|-------------|--------------|-----------|
| 1 報告書作成月の削減 | 3 給与台帳等による代替 | 5 その他     |
| 2 報告書提出回数削減 | 4 周知方法の簡略化   | ( _____ ) |

問6 公契約条例の適用を受け、賃金下限額を下回らないように賃金を上げた従事者はいましたか。（○は1つ）

1 いた → 6-1へ 2 いない

(問6で「1 いた」とお答えの方に)

問6-1 賃金を上げた従事者がいた場合、全体の従事者の何割に相当しますか。(○は1つ)

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1 1割未満      | 3 3割以上、5割未満 |
| 2 1割以上、3割未満 | 4 5割以上      |

問7 公契約条例は、従事者の労働意欲の向上に効果があったと思いますか。(○は1つ)

- |        |          |             |
|--------|----------|-------------|
| 1 そう思う | 2 そう思わない | 3 どちらともいえない |
|--------|----------|-------------|

問8 事業が公契約条例対象案件となったことで、今後、従事者の労働条件が改善し、従事者の生活安定に結び付くと思われますか。(○は1つ)

- |        |          |             |
|--------|----------|-------------|
| 1 そう思う | 2 そう思わない | 3 どちらともいえない |
|--------|----------|-------------|

問9 下請負者(協力会社)の従事者の社会保険の加入はどのような方法で確認していますか。  
(○はいくつでも)

- |                      |
|----------------------|
| 1 賃金状況等調査表で確認している    |
| 2 加入届・保険料領収書等で確認している |
| 3 口頭で確認している          |
| 4 給与台帳等で確認している       |
| 5 その他(具体的に )         |

問10 一人親方となっている従事者の社会保険の加入の必要の有無はどのような方法で確認していますか。(ご自由にご記載ください。)

--

問11 その他、千代田区公契約条例に関してご意見・ご要望等ございましたら、ご自由にご記載ください。

--

ご協力ありがとうございました。

## 賃金実態等に関する設問(工事)

1. 下記の表中に該当する従事者の人数、時給を記入してください。

※下請負者を含む全ての従事者の令和6年8月時点のデータを記入してください。  
(令和6年8月時点で工事が始まっていない等の場合は、8月時点以外でも結構です。)

No.	職種	従事者数 (人)	時給(円)		
			最低	最高	平均
1	特殊作業員				
2	普通作業員				
3	軽作業員				
4	造園工				
5	法面工				
6	とび工				
7	石工				
8	ブロック工				
9	電工				
10	鉄筋工				
11	鉄骨工				
12	塗装工				
13	溶接工				
14	運転手(特殊)				
15	運転手(一般)				
16	潜かん工				
17	潜かん世話役				
18	さく岩工				
19	橋りょう特殊工				
20	橋りょう塗装工				
21	橋りょう世話役				
22	土木一般世話役				
23	高級船員				
24	普通船員				
25	潜水士				
26	潜水連絡員				
27	潜水送気員				



## 2. 業務委託契約

### 千代田区公契約条例に係るアンケート調査（委託）

問1 公契約条例が適用される従事者等の範囲や賃金下限額など、従事者等へ周知すべき事項について、どのような手法で周知しましたか。（〇はいくつでも）

- |                      |
|----------------------|
| 1 事業所や現場に掲示することで周知した |
| 2 各従事者に個別に書面で周知した    |
| 3 口頭により説明し、周知した      |
| 4 その他（具体的に _____）    |

問2 公契約条例の周知にあたって周知カード（別紙見本・区が作成して受注者へ送付。従事者受領時、別紙確認書への署名）による周知方法を導入していますが、これはポスターやチラシに比べて事務の負担はどの程度ですか。（〇は1つ）

- |            |        |         |
|------------|--------|---------|
| 1 あまり変わらない | 2 やや負担 | 3 かなり負担 |
|------------|--------|---------|

問3 従事者等から、公契約条例に関すること（賃金・従事者の範囲等）で相談や問い合わせを受けたことがありましたか。（〇は1つ）

- |        |       |
|--------|-------|
| 1 なかった | 2 あった |
|--------|-------|

「2 あった」とお答えの方は、具体的に内容を記載してください。

問4 公契約条例が適用され、特定公契約賃金等報告書等の作成などの事務は負担になっていますか。（〇は1つ）

- |            |        |         |
|------------|--------|---------|
| 1 あまり変わらない | 2 やや負担 | 3 かなり負担 |
|------------|--------|---------|

問4-1 令和6年度から労務台帳の作成から、特定公契約賃金等報告書の作成に変更しましたが、事務負担は軽減されましたか。（〇は1つ）

- |            |        |         |
|------------|--------|---------|
| 1 あまり変わらない | 2 やや軽減 | 3 かなり軽減 |
|------------|--------|---------|

問5 事務負担の軽減のためにどのような方法が適当ですか。（〇はいくつでも）

- |             |              |           |
|-------------|--------------|-----------|
| 1 報告書作成月の削減 | 3 給与台帳等による代替 | 5 その他     |
| 2 報告書提出回数削減 | 4 周知方法の簡略化   | ( _____ ) |

問6 公契約条例の適用を受け、賃金下限額を下回らないように賃金を上げた従事者はいましたか。（〇は1つ）

1 いた → 6-1へ 2 いない

(問6で「1 いた」とお答えの方に)

問6-1 賃金を上げた従事者がいた場合、全体の従事者の何割に相当しますか。(○は1つ)

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1 1割未満      | 3 3割以上、5割未満 |
| 2 1割以上、3割未満 | 4 5割以上      |

問7 公契約条例は、従事者の労働意欲の向上に効果があったと思いますか。(○は1つ)

- |        |          |             |
|--------|----------|-------------|
| 1 そう思う | 2 そう思わない | 3 どちらともいえない |
|--------|----------|-------------|

問8 事業が公契約条例対象案件となったことで、今後、従事者の労働条件が改善し、従事者の生活安定に結び付くと思われますか。(○は1つ)

- |        |          |             |
|--------|----------|-------------|
| 1 そう思う | 2 そう思わない | 3 どちらともいえない |
|--------|----------|-------------|

問9 下請負者(協力会社)の従事者の社会保険の加入はどのような方法で確認していますか。

(○はいくつでも)

- |                      |
|----------------------|
| 1 賃金状況等調査表で確認している    |
| 2 加入届・保険料領収書等で確認している |
| 3 口頭で確認している          |
| 4 給与台帳等で確認している       |
| 5 その他(具体的に )         |

問10 適用案件に従事する従事者の人数や構成は、昨年度と比較して変動していますか。

① 従事者の人数 (○は1つ)

- |            |            |         |
|------------|------------|---------|
| 1 概ね増加している | 2 概ね減少している | 3 変わらない |
|------------|------------|---------|

② 従事者の構成 (○は1つ)

- |                |              |
|----------------|--------------|
| 1 若年層増加、高齢者層減少 | 3 概ね変わらない    |
| 2 若年層減少、高齢者増加  | 4 その他(具体的に ) |

問11 その他、千代田区公契約条例に関してご意見・ご要望等ございましたら、ご自由にご記載ください。

--

ご協力ありがとうございました。



令和6年度 職種別賃金下限額

(1時間当たり)

職種	賃金下限額
警備員	1,463円
保安全管理員	1,969円
清掃員	1,205円
介護職	1,205円
栄養士	1,528円
保健師・看護師	1,568円
上記以外	1,200円

### 3. 指定管理協定

## 千代田区公契約条例に係るアンケート調査（指定管理）

問1 公契約条例が適用される従事者等の範囲や賃金下限額など、従事者等へ周知すべき事項について、どのような手法で周知しましたか。（〇はいくつでも）

- |                      |
|----------------------|
| 1 事業所や現場に掲示することで周知した |
| 2 各従事者に個別に書面で周知した    |
| 3 口頭により説明し、周知した      |
| 4 その他（具体的に _____）    |

問2 公契約条例の周知にあたって周知カード（別紙見本・区が作成して受注者へ送付。従事者受領時、別紙確認書への署名）による周知方法を導入していますが、これはポスターやチラシに比べて事務の負担はどの程度ですか。（〇は1つ）

- |            |        |         |
|------------|--------|---------|
| 1 あまり変わらない | 2 やや負担 | 3 かなり負担 |
|------------|--------|---------|

問3 従事者等から、公契約条例に関すること（賃金・従事者の範囲等）で相談や問い合わせを受けたことがありましたか。（〇は1つ）

- |        |       |
|--------|-------|
| 1 なかった | 2 あった |
|--------|-------|

「2 あった」とお答えの方は、具体的に内容を記載してください。

問4 公契約条例が適用され、特定公契約賃金等報告書等の作成などの事務は負担になっていますか。（〇は1つ）

- |            |        |         |
|------------|--------|---------|
| 1 あまり変わらない | 2 やや負担 | 3 かなり負担 |
|------------|--------|---------|

問4-1 令和6年度から労務台帳の作成から、特定公契約賃金等報告書の作成に変更しましたが、事務負担は軽減されましたか。（〇は1つ）

- |            |        |         |
|------------|--------|---------|
| 1 あまり変わらない | 2 やや軽減 | 3 かなり軽減 |
|------------|--------|---------|

問5 事務負担の軽減のためにどのような方法が適当ですか。（〇はいくつでも）

- |             |              |           |
|-------------|--------------|-----------|
| 1 報告書作成月の削減 | 3 給与台帳等による代替 | 5 その他     |
| 2 報告書提出回数削減 | 4 周知方法の簡略化   | ( _____ ) |

問6 公契約条例の適用を受け、賃金下限額を下回らないように賃金を上げた従事者はいましたか。（〇は1つ）

1 いた → 6-1へ 2 いない

(問6で「1 いた」とお答えの方に)

問6-1 賃金を上げた従事者がいた場合、全体の従事者の何割に相当しますか。(○は1つ)

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1 1割未満      | 3 3割以上、5割未満 |
| 2 1割以上、3割未満 | 4 5割以上      |

問7 公契約条例は、従事者の労働意欲の向上に効果があったと思いますか。(○は1つ)

- |        |          |             |
|--------|----------|-------------|
| 1 そう思う | 2 そう思わない | 3 どちらともいえない |
|--------|----------|-------------|

問8 事業が公契約条例対象案件となったことで、今後、従事者の労働条件が改善し、従事者の生活安定に結び付くと思われますか。(○は1つ)

- |        |          |             |
|--------|----------|-------------|
| 1 そう思う | 2 そう思わない | 3 どちらともいえない |
|--------|----------|-------------|

問9 下請負者(協力会社)の従事者の社会保険の加入はどのような方法で確認していますか。

(○はいくつでも)

- |                      |
|----------------------|
| 1 賃金状況等調査表で確認している    |
| 2 加入届・保険料領収書等で確認している |
| 3 口頭で確認している          |
| 4 給与台帳等で確認している       |
| 5 その他(具体的に )         |

問10 適用案件に従事する従事者の人数や構成は、昨年度と比較して変動していますか。

① 従事者の人数 (○は1つ)

- |            |            |         |
|------------|------------|---------|
| 1 概ね増加している | 2 概ね減少している | 3 変わらない |
|------------|------------|---------|

② 従事者の構成 (○は1つ)

- |                |              |
|----------------|--------------|
| 1 若年層増加、高齢者層減少 | 3 概ね変わらない    |
| 2 若年層減少、高齢者増加  | 4 その他(具体的に ) |

問11 その他、千代田区公契約条例に関してご意見・ご要望等ございましたら、ご自由にご記載ください。

--

ご協力ありがとうございました。



令和6年度 職種別賃金下限額

(1時間当たり)

職種	賃金下限額
警備員	1,463円
保全管理員	1,969円
清掃員	1,205円
介護職	1,205円
栄養士	1,528円
保健師・看護師	1,568円
上記以外	1,200円